

## はじめに

森林の適正管理や林業の効率化が求められるなか、路網整備の要望が高まりを見せており、なかでも簡易な森林作業道については、コストも抑制でき維持管理も容易なことから、今後も更に開設への要望が高まっていくことが予想されます。

しかしながら、長野県は南北に長く、また地質・地形条件も複雑であり、地域特性を考慮した道づくりの作設技術が必要となってきました。

このため、県内全域で共有でき、かつ、山を壊すことなく、長期間使用できる道づくりの作設技術を取りまとめた「長野県森林作業道作設マニュアル」を作成することとしました。

このマニュアルは、現場で活躍する技術者の技術の向上と森林整備の推進に資することを目的としています。



### (1) 「長野県森林作業道作設マニュアル」の適用の範囲

本マニュアルは、作設における基本的な事項について記載したもので、主に林業事業者等が作設する造林事業等の補助対象事業に係る森林作業道作設に適用します。

自社林（法人有林）や森林所有者が自ら実施する道づくりの作設の参考としてください。

## (2) 「長野県森林作業道作設マニュアル」の基準

本マニュアルは、以下の指針等を基準として整理しました。

- ・「林業専用道作設指針」林野庁 平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号 林野庁長官通知
- ・「森林作業道作設指針」林野庁 平成 22 年 11 月 17 日 22 林整整第 656 号 林野庁長官通知
- ・「路網・作業システム検討委員会中間とりまとめ（今後の路網整備の基本方向について）」森林・林業再生プラン 路網・作業システム検討委員会 平成 22 年 7 月 27 日
- ・路網・作業システム検討委員会最終とりまとめ 平成 22 年 11 月

## (3) 「長野県森林作業道作設マニュアル」の用語、施工・工法

本マニュアルは、「林道規程」等に示されている森林土木用語、一般土木（道路土工指針等）に示されている土木用語を基本としています。

施工方法・工法も上記を基本として、県内の林内路網作設における実績、治山事業も含めた森林土木事業で用いられている施工・工法を記載しています。

なお、全国の道づくりの実績から「〇〇式」、「・・式」と称される施工・工法がありますが、本マニュアルではこれらの表現はしていません。さらに、施工・工法がこれらの作設方法に限定されるものではないことを十分理解してください。

## (4) 「長野県森林作業道作設マニュアル」の構成

本マニュアルは、「基礎・共通編」、「施工・技術編」の構成になっています。

「基礎・共通編」では、第 1 章として森林作業道の定義から作設に係る共通な基準、第 2 章として計画と測量設計、第 3 章として維持管理と環境への配慮について取りまとめました。「基礎・共通編」は、後編への序章としての内容であり、基本的な事項のみ記載しています。特に森林作業道の作設に影響する「線形・配置計画や測量設計」は、今後、長野県で策定される指針等で明確に示される予定となっています。

「施工・技術編」は、施工時期の注意事項から、作設の工程別に施工方法、工法等を記載しました。

また、該当地域の地形・地質条件から施工方法、工法等を検討してもらえるように参考記事も記載しました。

